

発議第 6 号

流山市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則（昭和42年流山市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和8年6月4日提出

提出者

議会運営委員長 藤井 俊行

提案理由 大規模災害等の発生時の議会对応について、近年の災害リスクの高まりを踏まえ、議会としての災害等の発生時における対応体制等について条例上明確にするためである。

流山市議会基本条例の一部を改正する条例

流山市議会基本条例（平成21年流山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第24条」に、「第24条―第26条」を「第25条―第27条」に、「第27条」を「第28条」に改める。

第27条を第28条とする。

第9章中第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条を第25条とする。

第8章中第23条を第24条とし、第19条から第22条までを1条ずつ繰り下げ、同章中第20条の前に次の1条を加える。

（災害等の対応）

第19条 議会は、大規模災害等の緊急事態の発生時において迅速かつ適切に対応するための組織体制の確立に努めるものとする。

2 大規模災害等の緊急事態の発生時の議会の対応体制、行動基準その他必要な事項は、議会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。